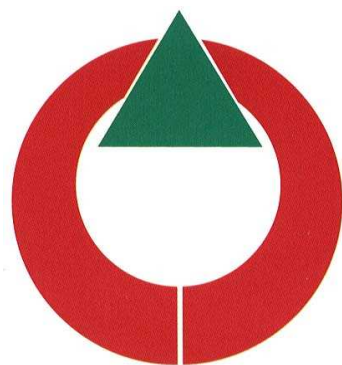


第7期士幌町行政改革推進大綱



令和3年3月

目 次

I	総論	1
1	これまでの行政改革の取組	1
2	行政改革の目的	3
	(1) 士幌町を取り巻く環境の変化	3
	(2) 行政改革の目的と必要性	4
II	行政改革推進の重点事項	6
	重点事項1 効率的な行政運営の確立	6
	重点事項2 持続可能な財政基盤の確立	7
	重点事項3 協働によるまちづくりの推進	8
III	行政改革の推進方法	9
1	実施期間	9
2	計画の構成	9
3	推進体制及び公表	9

I 総 論

1 これまでの行政改革の取組

士幌町では、2 次にあたる行政改革大綱及び6 期にあたる行政改革推進大綱、行政改革推進計画を策定し、社会経済情勢に応じた課題や取り組む重点事項を掲げ、改革の推進を図ってきました。

また、平成16 年6 月には、任意合併協議会の解散後に単独自立を目指し「自主自立プラン」を策定し、総合的な改革に努めてきました。

【過去の行政改革】

第1 次 昭和60 年策定	士幌町行政改革大綱
	国の「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行革大綱)の策定について」(昭和60 年1 月)に呼応して策定

第2 次 平成11 年7 月策定	士幌町行政改革大綱
	国の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」(平成9 年11 月)に呼応して策定

第1 期 平成14 年12 月策定	士幌町行政改革推進大綱・行政改革推進計画 (推進期間 平成15 年度～平成17 年度)
本格的な大綱・推進計画が始まる ◎重点事項 1. 事務事業の見直し 2. 時代に即応した組織・機構の見直し 3. 定員管理と給与の適正化の推進 4. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進 5. 行政の情報化の推進と行政サービスの向上 6. 行政の公正の確保と透明性の向上 7. 公平で効率的な運営	

第2 期 平成17 年11 月策定	士幌町行政改革推進大綱・行政改革推進計画 (推進期間 平成18 年度～平成20 年度)
第1 期大綱及び推進計画の改定及び見直し ◎重点事項 1. 事務事業の見直し 2. 広域行政の推進 3. 時代に即応した組織・機構の見直し 4. 定員管理と給与の適正化の推進 5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進 6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上 7. 公平で効率的な運営	

第 3 期 平成21年2月 策定	士幌町行政改革推進大綱・行政改革推進計画 （推進期間 平成 21 年度～平成 23 年度）
第 2 期大綱及び推進計画の改定及び見直し ◎重点事項 1. 事務事業の見直し 2. 広域行政の推進 3. 時代に即応した組織・機構の見直し 4. 定員管理と給与の適正化の推進 5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進 6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上 7. 公平で効率的な運営	
第 4 期 平成24年2月 策定	士幌町行政改革推進大綱・行政改革推進計画 （推進期間 平成 24 年度～平成 26 年度）
第 3 期大綱及び推進計画の改定及び見直し ◎重点事項 1. 事務事業の見直し 2. 広域行政の推進 3. 時代に即応した組織・機構の見直し 4. 定員管理と給与の適正化の推進 5. 効果的な行政運営に向けた職員の能力開発の推進 6. 情報の共有による協働のまちづくりと行政サービスの向上 7. 公平で効率的な運営	
第 5 期 平成27年3月 策定	士幌町行政改革推進大綱・行政改革推進計画 （推進期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
第 4 期大綱及び推進計画の改定及び見直し ◎重点事項 1. 効率的・効果的な行財政運営の確立 2. 定員管理・給与の適正化と組織・機構の見直し 3. 人材の育成 4. 情報発信の促進と行政サービスの向上	
第 6 期 平成30年3月 策定	士幌町行政改革推進大綱・行政改革推進計画 （推進期間 平成30年度～平成32年度(令和2年度)）
第 5 期大綱及び推進計画の改定及び見直し ◎重点事項 1. 効率的な行政運営の確立 2. 持続可能な財政基盤の確立 3. 協働によるまちづくりの推進	

2 行政改革の目的

(1) 士幌町を取り巻く環境の変化

本町の平成 27 年国勢調査における人口は 6,132 人、うち 0～14 歳の子どもの人口割合が 13.8% (844 人)、生産年齢の人口割合 57.0% (3,494 人)、65 歳以上の高齢者の人口割合が 29.2% (1,794 人) となっており、平成 22 年国勢調査の数値と比較すると、人口が減少するとともに、少子高齢化と生産年齢人口減少が進んでいます。

また、令和元年度に策定した第 2 期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来の人口展望では、令和 22 年 (2040 年) の人口が 5,102 人、0～14 歳の人口割合が 13.2% (673 人)、生産年齢の人口割合 48.9% (2,495 人)、65 歳以上の人口割合が 37.9% (1,934 人)、と推計しており、今後においても人口減少とともに少子化・高齢化、生産年齢人口の減少がより一層進んでいくことが見込まれます。

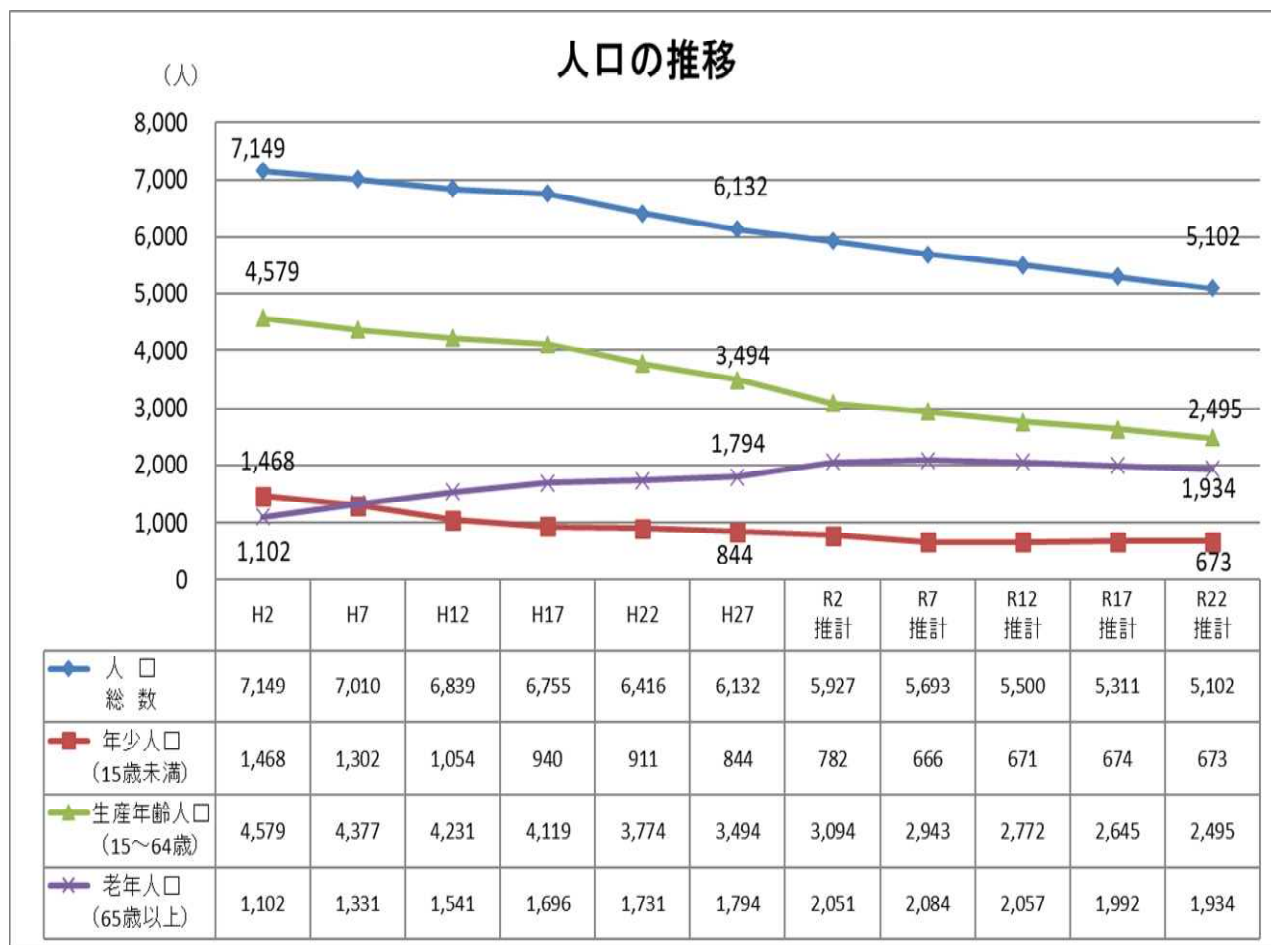
人口構造の変化は、多方面に影響があり、高齢者人口の増加は、医療・福祉をはじめとする社会保障費の増大要因となり、生産年齢人口の減少は、税収等の減少要因となります。本町の歳出決算の状況を見ると人件費や扶助費、公債費などは経常的経費（義務的経費）と言われ、増大すると財政の硬直化を招き、必要な行政サービスができなくなることも考えられます。少子高齢化の進展により、新たな視点での行政運営が求められ、サービスの質を落とすことなく、常に施策や事務事業を精査し、歳入に見合った行政運営を行っていくことが必要となります。

また、第 6 期町づくり総合計画に掲げたテーマ「輝く未来へ しほろ創生」の実現には住民相互や行政が協力し合う地域自治の推進が重要であることから、担い手不足による駐在区活動の機能低下などに的確に対応しながら活性化に努めなければなりません。

人口構成比

区分	人口	年少人口 0～14歳	生産年齢人口		高齢者人口 65歳以上
			15～29歳	30～64歳	
平成 7年国勢調査	7,010人	18.6%	16.0%	46.4%	19.0%
平成12年国勢調査	6,839人	15.4%	16.1%	45.8%	22.5%
平成17年国勢調査	6,755人	13.9%	14.9%	46.1%	25.1%
平成22年国勢調査	6,416人	14.2%	12.0%	46.8%	27.0%
平成27年国勢調査	6,132人	13.8%	11.6%	45.4%	29.2%
令和22年推計値※1 (2040年)	5,102人	13.2%	11.1%	37.8%	37.9%

※1士幌町独自推計



(2) 行政改革の目的と必要性

地方自治法により地方公共団体は「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。行政改革とは、その実現のために社会情勢や地域の実情を踏まえ、行政に寄せられる期待や責務を認識し、高い効率性や確実な成果を追求して、自らを改善・改革していく取組です。前述のとおり、土幌町が置かれている状況は厳しく、税等の歳入の大幅な増加が見込めない一方、社会保障費等硬直性の高い費用の増大が見込まれます。

そのような中で、安定した財政基盤を維持し、効率的・効果的な行財政運営を図るためには、町税等の収入の確保はもとより、住民負担の公平性の確保と受益者の適正な負担割合の検討、事務・事業経費の見直しを図るなど継続的な行政改革の取組が必要です。また、単に経費節減や効率化を中心とした取組だけでなく、多様化する住民ニーズへの対応や新たな行政課題に対処できる人材の育成、行政サービス等の向上など住民福祉の増進という地方自治本来の目的を果たし、住民から信頼される行政の実現に向けた取組が必要となります。

一般会計決算の推移

歳 入

(単位：千円、%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
町税	1,125,322	13.4	1,141,320	10.9	1,199,304	15.8	1,200,225	16.1
地方交付税	3,207,950	38.3	3,027,663	28.8	2,951,284	38.8	2,923,155	39.3
その他一般財源	336,343	4.0	360,094	3.4	356,752	4.7	358,243	4.8
国道支出金	818,998	9.8	3,611,695	34.3	1,124,030	14.8	1,048,499	14.1
町債	1,056,900	12.6	518,000	4.9	583,800	7.7	423,882	5.7
その他歳入	1,836,705	21.9	1,859,330	17.7	1,388,335	18.2	1,483,452	20.0
歳入合計	8,382,218	100.0	10,518,102	100.0	7,603,505	100.0	7,437,456	100.0

歳 出

区分		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
消費的経費	人件費	1,272,904	15.7	1,311,035	12.8	1,369,717	18.6	1,383,225	19.1
	物件費	1,092,220	13.5	1,041,434	10.2	1,037,610	14.1	1,117,536	15.4
	扶助費	447,289	5.5	426,148	4.2	410,696	5.6	413,651	5.7
	補助費	1,817,483	22.4	1,582,779	15.4	1,302,997	17.7	1,224,655	16.9
	維持補修費	143,836	1.8	159,909	1.6	113,570	1.5	120,264	1.7
		4,773,732	58.8	4,521,305	44.1	4,234,590	57.5	4,259,331	58.7
投資的経費		1,718,476	21.2	4,122,365	40.2	1,563,474	21.2	1,308,960	18.1
その他の経費		1,624,812	20.0	1,605,899	15.7	1,566,864	21.3	1,683,461	23.2
	うち公債費	707,583	8.7	717,001	7.0	754,130	10.2	780,744	10.8
歳出合計		8,117,020	100.0	10,249,569	100.0	7,364,928	100.0	7,251,752	100.0

Ⅱ 行政改革推進の重点事項

重点事項は、前行政改革推進大綱の趣旨を継承し３つの分野を推進計画に位置づけます。

各分野における推進計画は、具体的な取組の進行管理を実施し、進捗状況に合わせて必要に応じ見直しを行い、実効性の高い行政改革を推進します。

重点事項Ⅰ 「効率的な行政運営の確立」

今後も厳しい財政状況が予想される中、限られた財源で社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応し、信頼される行政運営を行うためには、簡素で効率的な行政運営に取り組むことが求められます。

そのために機構の適切な見直しや民間能力の活用などを積極的かつ柔軟に行い適正な定員管理に努めます。

また、行政環境の変化に対応できる能力と意欲のある職員、住民目線に立って考える職員、町民に信頼される職員の育成に努めながら職員の意識改革を図ります。

【取組項目】	【取組内容】
1 効率的な組織の運営	機構の見直し 文書管理の適正化
2 行政情報の適切な管理	個人情報保護とセキュリティ対策の強化
3 定員管理と給与の適正化	定員管理の適正化 職員給与等の適正化 長時間勤務の縮減と年次休暇取得率の向上
4 民間能力の活用	民間委託の推進 指定管理者制度の推進
5 人材の育成・活用	職員の意識改革 人事評価制度の適正な運用 職員の資質向上 多様な人材の活用

重点事項２ 「持続可能な財政基盤の確立」

地方交付税の減少や生産年齢人口減少に伴う税収減が見込まれるなどの歳入減に加え、社会保障費などの歳出増加が懸念される厳しい財政状況の中においても、本町の実情に沿った住民サービスを将来にわたって安定的に提供するため、持続可能な財政基盤づくりが必要となります。

そのため、真に必要な住民ニーズを把握しながら施策・事務事業の点検を行い事業の選択と集中に努め歳出の削減を図ります。

また、町財政の安定と住民負担の公平性等を確保するため、町税等の収納率向上、受益者負担の原則に基づく使用料等の適正化、遊休町有財産の有効活用、ふるさと納税額の拡大など自主財源の確保に努め、安定的で健全な財政運営を図ります。

【取組項目】	【取組内容】
1 健全な財政運営の推進	地方公会計制度に基づく財務書類の整備・活用 事務事業の見直し 普通建設事業の抑制 病院事業の経営健全化 第３セクター等の経営健全化 事務管理経費の縮減 経常的経費の削減
2 自主財源等の歳入確保	受益と負担の適正化 町有財産の適正管理 滞納金の整理強化 ふるさと納税の推進

重点事項３ 「協働によるまちづくりの推進」

地方分権改革が推進される中、地域の自主性を発揮し、よりよい地域社会を実現するためには、行政情報の積極的な提供による住民との情報共有や政策立案・審議過程へ多くの住民参画による行政の透明性を高める必要があります。

また、まちづくりの核となる地域自治組織の機能の充実を図る必要があります。

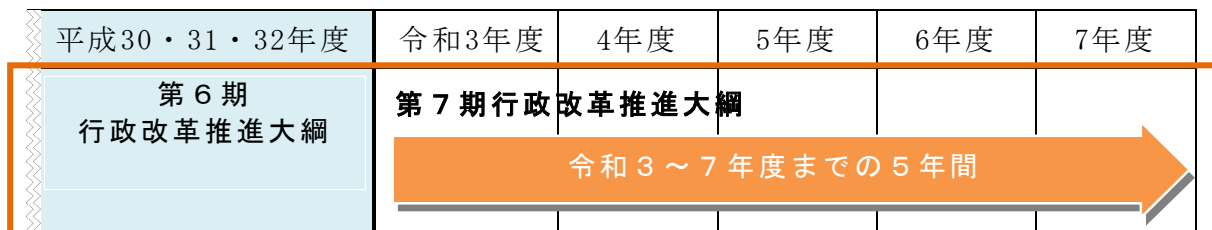
そのため、住民との情報共有に向けた広報活動の充実や住民の声を聴く機会の充実を図るほか、審議会など政策の立案・決定に関わる公募委員や女性委員を登用する環境の整備に努めるとともに、地域力の向上をめざし自主防災組織の設立・活動や自治組織の維持に向けた支援を図ります。

【取組項目】	【取組内容】
1 町民参画の推進	広報広聴活動の充実 協働推進事業の拡充 パブリックコメントの実施 審議会等委員構成の見直し
2 地域力の向上	地域防災体制の充実 地域自治組織の維持支援

Ⅲ 行政改革の推進方法

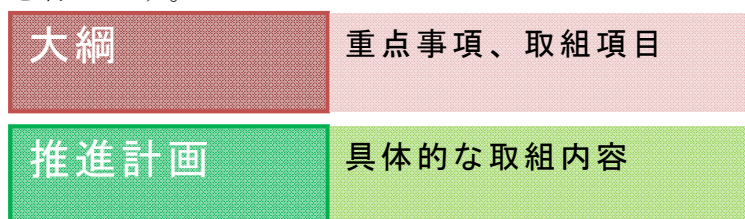
Ⅰ 実施期間

令和３年度を初年度として、令和７年度までの５年間を実施期間とします。



Ⅱ 計画の構成

大綱は、基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組については、推進計画を策定し計画的に推進します。推進計画は、社会情勢等に応じ毎年度見直しを行います。



Ⅲ 推進体制及び公表

町長を本部長とする「土幌町行政改革推進本部」が大綱に基づく取組項目の進捗を管理します。取組項目の進捗状況を各種団体代表者及び町民代表で構成する「土幌町行政改革推進委員会」に報告し、意見を求めながら実効性のある行財政改革となるよう努めます。大綱及び取組項目の進捗状況を広報・ホームページを通じて広く町民に公表します。

